

いよいよ始まるマイナンバー制度

— 制度開始に備えて企業は何をなすべきか —



野村総合研究所 未来創発センター 制度戦略研究室長

うめや しんいちろう
梅屋 真一郎

専門はマイナンバー制度に関する調査

個人番号（マイナンバー）の通知という、マイナンバー制度の事実上の開始まであと数カ月となった。政省令の制定や情報開示も進んできており、企業に必要な事務や制度対応のタスクもはっきりしてきた。本稿では、マイナンバー制度の概略と、制度開始に備えて企業は何をなすべきかを解説する。

マイナンバーを知らせる「通知カード」の送付

2013年5月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法やマイナンバー法といわれる）に基づいて、住民登録している全ての人に、2015年10月以降、各市区町村から12桁のマイナンバーが通知され、マイナンバー制度がようやく事実上のスタートを切る。

マイナンバーは「通知カード」という紙製のカードに記され、それが1人に1枚、郵便で送られて来る。実に1億枚以上のカードが送られることになる。それ以後に生まれた人に対しては、出生時にマイナンバーが指定され、通知カードが送られるわけである。マイナンバーはさまざまな手続きが必要となることから、受け取った通知カードはきちんと保管することが求められる。

企業の場合も、2015年10月から、設立登記法人に対して13桁の法人番号が通知カードとは別の書面で通知される。

2016年1月に迫ったマイナンバー利用の開始

マイナンバーが実際に手続きに利用されるのは、当初は社会保障、税、災害対策の分野で、2016年1月からである。個人のマイナンバーと同様、2016年1月から税分野では法人番号も利用されることになっており、例えば2016年1月以降に開始される事業年度の法人税の手続きには法人番号の記載が必要になる。

前述のように番号法は2013年5月に成立したものの、制度の詳細を規定することになっている各種政省令の制定は大幅に遅れていた。しかし、2014年7月には財務省令が公布され、新しい源泉徴収票の様式が示されるなど、税に関する具体的な対応の仕方が見えてきた。厚生労働省も、2014年12月には「社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）～事業主の皆さまへ～」と題する資料で、社会保障分野でのマイナンバーの利用範囲や利用例、各種手続きの変更点などを示している。またこの中では、災害

対策分野の利用範囲として、被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成に関する事務を挙げている。

またマイナンバーの安全管理に関しても、2014年12月に「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（「特定個人情報保護ガイドライン」）が特定個人情報保護委員会によって公表された。

これらの情報から、企業は基本的に次のような対応を求められることがはっきりした。

- ①社会保険・税関連の報告書・申告書などに従業員などのマイナンバーを記載する。
- ②通知カードが送付されて以降、手続きに利用を開始するまでに従業員などからマイナンバーを収集する。
- ③収集したマイナンバーは漏えいなどが起きないように厳正な安全管理策を講じる。

予定されるマイナンバー利用範囲の拡大

マイナンバー制度の正式名称は「社会保障・税番号制度」である。この名前からも分かるように、社会保障・税の分野からマイナンバーの利用が開始されるが、マイナンバー制度の実際の運用と利用範囲拡大の検討が平行して進んでおり、2015年の通常国会で法改正がなされる予定である。

法改正が行われれば、制度開始時点では対象外となっている個人の預貯金や、予防接種や特定検診などの医療分野でもマイナンバーが利用されることになる。さらに、戸籍や自動車登録など、生活と密接に関係する各種分野での利用が政府の検討会では議論されてい

る。将来的には、マイナンバー制度は水道や通信など同様の社会インフラとなっていくであろう。

残された時間で企業は何をしなければならないか

制度の開始までに残された時間は短く、企業として行わなければならないタスクは非常に多い。まず、業務に影響がある全ての部署で早期に網羅的な検討に着手し、制度対応に必要な予算や態勢などのリソースを確保することが必要である。

具体的なタスクとしては主に以下のものが挙げられる。

- ①検討態勢づくりと予算策定
- ②関連システムの導入または改修
- ③業務手順の検討、規定集の作成
- ④部材・設備の調達・導入
- ⑤事務担当者の態勢づくりと教育
- ⑥関係者への制度内容の周知徹底
- ⑦リハーサルおよびトレーニング

マイナンバー制度は、企業経営に大きな影響を与える。機密情報の漏えいなどが起きたために企業が処罰されることはないが、マイナンバーが漏えいした場合は企業が処罰の対象になる可能性があるからだ。そのため、経営がマイナンバー制度への的確な対応の重要性を認識し、全社を挙げて取り組む必要がある。

マイナンバー制度への対応は待ったなしである。残された少ない時間で、企業は経営課題であるという認識の下でしっかりと準備を進めることが求められる。 ■